

統合レインズシステムについてのお知らせ

令和4年 1 月6日から

令和4年1月より、4機構共通レインズシステムが稼働します。

西日本REINSシステム停止	令和3年12月25日 20:00
西日本REINSからデータ移行	令和3年12月26日
統合REINSシステム稼働	令和4年1月6日 07:00

【レインズ統合化の注意点】

- ※ **証明書は西日本レインズシステム停止日(令和3年12月25日20:00)までに発行してください。**
西日本レインズに登録した物件の証明書は、統合レインズシステム稼働(令和4年1月6日)以降発行できませんのでご注意ください。
- ※ 愛媛県の会員の皆様の**統合レインズシステムへ移行されるデータは、令和3年12月24日20:00までにハトマークサイトに登録した物件が対象**となります。

統合レインズのID パスワード

ロ グ イ ン I D 現行のIDの前に「4」を付ける (例:4038××……)
ログインパスワード 現行のものと同じ

登録証明書

登録証明書 統合レインズシステムへログインして取得(PDF形式)
※裏面参照

物件登録方法

従前と同じ方法 ハトマークサイトから登録
追加される方法 統合レインズシステムへ直接登録

※ 統合レインズシステムへ移行後は、レインズへ直接登録も可能ですが、今後、全宅連では重説・契約書式と物件登録の連動をはかる見込みであること、操作方法は従来通りで変更がないこと、2重登録を防ぐことができる等のメリットがありますので、従前どおりハトマークサイトからご登録頂き、公開先をレインズに設定する方法でのご利用が、登録証明書の発行方法を別途確認するだけで、混乱なく移行できることとなります。

ハトマークサイトにご登録頂くと、レインズの他に一般消費者向けサイト(不動産ジャパン(無料)やアットホーム、SUUMO等の有料サイト)へも広く物件を公開することが可能です。

◎統合レインズシステムでの「レインズ証明書の取得方法」

＜取得可能な証明書＞

- ・登録証明書
- ・成約登録証明書
- ・変更登録証明書
- ・削除登録証明書
- ・更新登録証明書(従前の再登録証明書)

＜注意点＞

- ・賃貸物件の場合は、物件登録後の確認画面で「証明書発行有無」を必要に応じて選択して下さい。
- ・証明書が発行できるのは、登録日を含め90日以内です。90日を経過すると発行ができませんのでご注意ください。
- ・レインズ証明書はPDF形式で表示されますので、保存が可能です。
- ・レインズ証明書は一度取得すると再発行できません(初回取得時の印刷・保存を忘れないようにして下さい)

＜レインズ証明書の取得方法＞

Myレインズから発行

※ 手順については、裏面ご参照のうえマニュアル動画をご確認下さい。



(公社)愛媛県宅地建物取引業協会
松山市平和通6丁目5-1
Tel 089-943-2184

マニュアルの確認方法

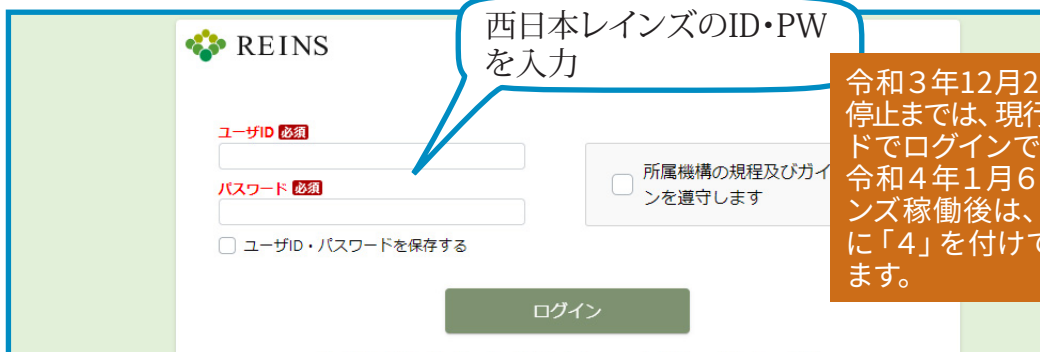
- ① 西日本レイنز (<http://www.nishinihon-reins.or.jp/>)
へアクセス(令和3年12月25日まで)



- ② システム画面が表示されたらログインをクリック
(令和4年1月6日からはこの画面から開始)



- ③ ユーザーID・パスワード欄に西日本レイنزID・PWを入力後、ガイドラインを遵守しますにチェックを入れてログインをクリック



令和3年12月25日のシステム停止までは、現行のID・パスワードでログインできます。
令和4年1月6日の統合レイنز稼働後は、現行のIDの前に「4」を付けてログインできます。

- ④ メインメニューが表示されたら、画面右のサブメニューにある「マニュアル 動画-2022版」をクリック後、まとめ動画の中から「物件登録及び証明書発行について」の動画をご覧ください。

